

児童手当受給者のみなさん 現況届けの提出を忘れずに

5月まで引き続き児童手当を受給していた人は、毎年6月中に現況届けを提出することになっています。これは、6月1日現在の養育状況等を記入いただき、引き続き児童手当等がうけられる条件かどうかを確認するためのものです。

期間中に現況届けを提出していただかないと6月以降の手当てを受けられなくなりしますので、必ず提出してください。なお、現況届けの用紙は町から送付します。

現況届けに添付していただく書類

○受給者がサラリーマンなどで厚生年金などの加入者の場合は健康保険証の写し等(国民健康保険の人は不要)
○児童手当用の所得証明書(ただし、平成20年1月1日に御代田町に住所がなかった人)

支給対象

小学校修了前までの児童を養育している人に支払われます。ただし、前年所得が一定額以上の場合には支給されません。(限度額は表をご覧ください)

支給額(月額)

3歳未満の児童
一律：10,000円

3歳以上小学校修了前の児童

第1子：5,000円

第2子：5,000円

第3子：10,000円

支払い時期

2月・6月・10月

(前月分までの児童手当が支払われます。)

問い合わせ先

町民課こども係(内線47)

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	460万円
1人	498万円
2人	536万円
3人	574万円
4人	612万円
5人	650万円

厚生年金などの加入者の場合 特例により以下の限度額を適用

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円

大切な庭木を アメリカシロヒトリから守るために

アメリカシロヒトリは、5月下旬から6月中旬、8月中旬から9月初旬の2回、大量発生します。

庭木や街路樹、クルミ・桜などの葉を好み、卵は葉の裏に800粒位まとめて産み付けます。繁殖力も強く周囲にも被害が広がりますので、各家庭の責任で駆除しましょう。

巣の見つけ方

アメリカシロヒトリの幼虫は、集団で生息し糸を吐いて巣をつくります。葉と枝が絹糸で巻かれたようになっていたり、葉のやわらかい部分だけを食べたりするので、褐色の葉脈だけが残ります。周りを見渡して、なんとなくクモの巣が付いているように見えたり、食べられた葉が透けて見えたりしますので、早期発見に努めましょう。

効果的な駆除方法

○焼くか踏み潰す

幼虫の期間、まだ巣をつくっていない間は、巣が『まゆ』のようになっているので薬剤を散布してもほとんど巣の中まで届きません。その段階ではその枝ごと切って焼くか踏み潰します。

○薬剤を散布する

巣から出て活発に活動をはじめた

ときは、薬剤を散布するのが効果的です。なお、老齢のアメリカシロヒトリには薬剤は効きにくいようです。

*地域ぐるみで共同して駆除することが最も効果的です。大量発生してしまいう前に近所で声をかけあい、みんなで駆除しましょう。

散布するときの注意

必ず帽子、防護メガネ、防護マスク、ゴム手袋などをし、肌が露出しないよう気をつけましょう。

風向きにも十分注意し、付近に人がいないか、洗濯物は干していないかなどを確認しましょう。

散布前には近所に声をかけあい、トラブルのないようお願いします。

無料で噴霧器を貸し出します

シルバー人材センターに、駆除用動力噴霧器があり無料で貸出します。周囲の方と協力して散布作業をしましょう。

*町とシルバー人材センターでは直接散布は行っていません。

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線64)
シルバー人材センター

介護保険施設を利用されているみなさんへ 負担限度額認定の有効期限は6月30日まで

現在、御代田町から

「負担限度額認定」を受けている人は

有効期限が6月30日までとなっております。

更新についてのお知らせと申請書を郵送します。

提出期限6月20日(金)までに保健福祉課介護高齢係へ

忘れずに更新手続きをしてください。

有効期限が切れてしまうと…

負担限度額認定者として設けられて
いる上限額での利用者負担が、基準
額となってしまう。
ご注意ください。

わからないときは

介護高齢係に電話をしましょう

内容をよく読んでいただき、不明な
点は保健福祉課介護高齢係に問い合
わせてください

※必ず期限内に更新申請をしてくだ
さい。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31) 2512

手続きの流れ

- ① 町から更新のお知らせ通知と負
担限度額認定申請書が届きます。
 - ② お知らせ通知をよく読んで内
容を確認してください。
 - ③ 申請書に必要事項を記入して
ください。
 - ④ 提出期限までに介護高齢係へ
申請書と負担限度額認定証を
併せてお持ちください。
- ※課税状況等をお調べして再度、
認定された人には新しい認定
証を発行します。ご利用の施
設窓口へ認定証を提示しサー
ビスをご利用ください。

知っているると安心

「特定入所者介護サービス」(負担限度額認定)

介護保険施設に入所しているみ
なさん、利用料の一部が減額になる
制度をご存知ですか？

○所得が低い人の施設費用が、負担
になり過ぎないように所得に応じ
て居住費と食費の自己負担分に限
度額が設けられます。

○介護保険施設を利用する人は、申
請しないと所得段階が決定できま
せん。

○世帯の課税状況をもとに決定され
るため申請をすれば必ず認定され
るものではありません。

○対象者条件に該当しない場合は施
設の規準額(標準の額)となります。

施設を利用したときに 発生する費用の支払い

介護保険はサービスにかかった費
用の1割と居住費・食費・日常生活費
が自己負担となります。

特定入所者介護サービス(負担限
度額認定)では食費と居住費の部分
を所得段階に応じて限度額を設ける
ことができます。

限度額(日額)は表をご覧ください。

(単位:円)

対象者	食費	居 住 費				
		従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット 型準個室	
生活保護の受給者など	300	490 (320)	0	820	490	
全市 が市 村民 町村 税非 課税 で	老齢福祉年金受給者	300	490 (320)	0	820	490
	合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円以下	390	490 (420)	320	820	490
	合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円を超える	650	1,310 (820)	320	1,640	1,310

※()内の金額は介護老人福祉施設
(特養)に入所または短期生活介護
(ショートステイ)利用時の場合で
す。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31) 2512